

## 愛知県分別収集促進計画（第6期）の概要

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

#### (2) 対象とする容器包装廃棄物

無色のガラス製容器、 茶色のガラス製容器、 その他のガラス製容器、 その他の紙製容器包装、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）、 スチール缶、 アルミ缶、 段ボール、 紙パックの10品目

#### (3) 計画策定の基本的な考え方

排出者責任や拡大生産者責任の概念を踏まえつつ、 発生抑制、 再使用、 再生利用、 熱回収、 適正処理の順に、 積極的な減量化、 再資源化を推進

愛知県廃棄物処理計画（平成19～23年度）の目標達成のためにごみ減量を推進

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」などの場を利用して、市町村の取組拡大を図る  
分別収集の精度向上を図るとともに、リサイクル施設の整備や広域化を促進

### 2 市町村分別収集計画の策定状況

品 目		区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定分別基準適合物	無色のガラス製容器	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	茶色のガラス製容器	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	その他のガラス製容器	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	その他の紙製容器包装	市町村数	37	37	37	37	37
		割合（％）	65	65	65	65	65
	ペットボトル	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	プラスチック製容器包装	市町村数	52	52	52	52	52
		割合（％）	91	91	91	91	91
法第2条第6項で定める物	スチール缶	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	アルミ缶	市町村数	57	57	57	57	57
		割合（％）	100	100	100	100	100
	段ボール	市町村数	56	56	56	56	56
		割合（％）	98	98	98	98	98
	紙パック	市町村数	54	54	54	54	54
		割合（％）	95	95	95	95	95
県内全市町村数			57				

（注）その他の紙製容器包装については、「雑がみ」として分別収集している市町村を除く。

### 3 容器包装廃棄物の排出量の見込み等

(単位：t)

品目	年度	実績		計画			
		21	23	24	25	26	27
特定分別基準適合物	無色のガラス製容器	23,764	21,370	21,291	21,003	20,810	20,624
	茶色のガラス製容器	17,903	16,302	16,203	16,085	15,964	15,850
	その他のガラス製容器	10,000	8,710	8,620	8,525	8,429	8,338
	その他の紙製容器包装	24,161	18,897	19,408	19,299	19,180	18,705
	ペットボトル	18,798	18,544	18,735	18,865	19,032	19,188
	プラスチック製容器包装	60,732	62,684	65,524	65,195	65,478	64,996
	(うち白色トレイ)	212	234	234	235	240	240
	計	155,358	146,507	149,781	148,972	148,893	147,701
法第2条第6項に定める物	スチール缶	12,280	11,671	11,553	11,450	11,333	11,219
	アルミ缶	4,119	4,184	4,220	4,232	4,240	4,253
	段ボール	23,871	32,657	32,741	32,912	33,016	33,112
	紙パック	1,153	1,642	1,656	1,675	1,680	1,686
	計	41,423	50,154	50,170	50,269	50,269	50,270
合計	196,781	196,661	199,951	199,241	199,162	197,971	

### 4 分別収集の促進に関する事項

#### (1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及

21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン~に基づいた環境教育の推進

ア 県の各種広報誌やホームページなどを通じ、ごみ減量化やリサイクルの重要性を発信

イ 3Rの推進を図り、廃棄物の発生抑制を第一に、啓発活動や環境教育を推進

ウ リサイクルの必要性などの意識を育むため、幼児教育や学校教育の場などで環境教育を推進するとともに、学習の機会を設け、ごみの削減や分別収集に関する知識を普及

エ 住民などに分かりやすい分別方法などの情報を提供し、資源の再生利用を積極的に推進

#### (2) 効率的な分別収集の促進

国が策定した「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づく効率的な分別収集・再商品化の促進

#### (3) 分別収集に関する情報交換の促進

ア 容器包装廃棄物の再資源化に関する基本的な課題について、市町村間の情報交換や調整等を実施

イ ごみゼロ社会推進あいち県民会議などの場で情報交換を進め、廃棄物の減量化や再資源化を促進

#### (4) その他の分別収集の促進に関する事項

ア 市町村による保管・選別施設の計画的な整備促進や、共同施設の設置などの広域的処理を推進

イ 市町村は事業者へ委託した再資源化の実施状況を的確に把握し、住民に適切に広報

ウ 市町村や関係団体と連携しながら、簡易包装やレジ袋削減・マイバッグ利用などの取組を推進

エ グリーン購入を促進するとともに、県自らも率先してリサイクル製品等の購入を推進